平成２３年（フ）第１２７０号
横浜市神奈川区菅田町1622番地　市営菅田ハイツ７棟205号
債務者　大竹ノブ子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
栃木県小山市大字生駒713番地２
債務者　熊倉　　進
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６１号
北海道帯広市西７条南15丁目１番地３　ユーハイム715Ｂ号室
債務者　西山恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2279番地１
債務者　山根　浩幸
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３１３号
静岡市葵区上足洗４丁目６番１―203号
債務者　佐々木とし子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５号
静岡県浜松市中区葵西２丁目19番19号
債務者　永井　昌代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
栃木県栃木市惣社町1397番地３
債務者　伏木　正志
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０７７号
埼玉県川口市上青木５丁目16番６号　コーポ橋本２―Ｂ
破産者　久保田強司
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５２号
さいたま市西区大字内野本郷927番地12
破産者　竹之内陽子（旧姓杉平）
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３４号
さいたま市桜区大字白鍬37番地１　鈴木ハイツ202号
破産者　田舎中広己
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
埼玉県蕨市塚越１丁目３番６号　Ｄ’クラディア蕨202号、旧住所埼玉県川口市上青木３丁目１番11号
破産者　増田　　円
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
埼玉県富士見市水谷１―４―10　富士見寮、住民票上の住所さいたま市南区文蔵４丁目23番３―506号
破産者　窪田　淳子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
埼玉県川口市西川口６丁目17番46号　ハートフル川口
破産者　工藤　幸男
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７４号
名古屋市千種区星が丘山手206番地　市営西星ケ丘荘515号
破産者　鈴木美津世
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８８号
愛知県一宮市三ツ井５丁目７番26号　コスモスハイツ307号
破産者　ウェルディングサービスこと　上田八州生
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９号
名古屋市港区当知３丁目402番地の２　ハピネスＴｏｍｍｙ203号
破産者　近藤　達也
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部